

「忠次公」イメージソング作詞・作曲・CD 作製等業務に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

伊奈町の町名の由来となり、治水・利水・新田開発等の多くの功績を残した、伊奈備前守忠次公の町内外へのさらなる周知を図るとともに、忠次公に、より親しみを感じていただけるイメージソングを制定します。

そのための作詞・作曲ならびに CD 等を作製する事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施します。

2 業務概要

- (1) 事業名 「忠次公」イメージソング作詞・作曲・CD 作製等業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 提案限度額 1, 000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託期間 契約の日から平成30年3月23日（金）まで
- (5) その他 仕様書の内容はプロポーザル用であり、今後協議の中で変更する可能性がある。

3 参加資格

個人ならびに法人での参加が可能であるが、本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、開始決定後、国の認定を受けたものを除く。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされた者とみなす。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加表明書の提出時点で、履行期間までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。
- (5) 国税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

4 事務局

忠次プロジェクト推進協議会（伊奈町観光協会内）

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室 9454-1

電話：048-724-1055 FAX：048-724-1056

E-mail：song.inatadatsugu@gmail.com

5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

※日程については、応募状況、選考経過等により変更になる場合がある。

内 容	日 時
公募の期間	平成29年9月11日(月)～平成29年10月31日(火)
質問の受付	平成29年10月16日(月) 正午まで
質問の回答	平成29年10月20日(金)
参加表明書の提出	平成29年10月24日(火) 午後4時まで
企画提案書の提出	平成29年10月31日(火) 午後4時まで
審査の実施(プレゼンテーション)	平成29年11月初旬に実施予定
受託候補者の決定	平成29年11月初旬予定(審査実施後1週間以内)

6 参加手続等

(1) 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、下記の参加表明書等の提出を行うものとする。

① 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(様式第1号) ※提出必須

イ 会社概要または法人外の場合は参加希望者の経歴書(任意様式、パンフレット可) ※提出必須

ウ 過去の類似業務の実績がある場合は、実績書(任意様式) ※提出任意
代表例を記載する場合は業務実施年度、楽曲のタイトル、楽曲の用途(イメージソング、CMソング、式典音楽、社歌・校歌、販促用等)を記載すること。
CD等内容が分かるものがある場合は提出すること(コピーでも可)。

② 提出期限 平成29年9月11日(月)から平成29年10月24日(火)

午前9時00分から午後4時00分まで(土日祝日を除く。郵送の場合は必着。)

③ 提出場所 「4 事務局」に同じ。

④ 提出部数 各1部

⑤ 提出方法 持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)電子メール又はFAXによる。

⑥ 参加表明書の取扱い

ア 参加表明書にかかる費用は、参加を希望する者の負担とする。

イ 受け取った参加表明書等は返却しない。

7 企画提案書の提出

参加資格審査結果通知書により参加資格を有すると認められた者（以下「企画提案者」という。）は、次のとおり企画提案書を作成して提出するものとする。

(1) 提出方法

次の①から⑥に掲げる事項に留意して企画提案書を作成し、見積書（積算内訳）を添付し、持参又は郵送（提出期限必着）すること。

- ① 企画提案書は、1 企画提案者につき 1 提案とする。
- ② A4 サイズ片面で作成を基本とするが、書式、ページ数については特に定めのないものとする。
- ③ 企画提案書の 1 ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。
 - ア 表題（「忠次公」イメージソング作詞・作曲・CD 作製等業務企画提案書）
 - イ 企画提案者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mail アドレス
 - ウ 企画提案書の 2 ページ目は「目次」とすること。
- ④ 企画提案書の 3 ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。
 - ア 企画提案の理念と基本方針
 - イ 企画提案事項の内容、実施方法、特に重要と考えるポイント
 - ウ 業務実施スケジュール
 - エ 業務実施体制
 - オ その他、必要と思われる事項
- ⑤ 曲の一部を製作し、添付すること。
- ⑥ 振り付けがある場合は、一部分を製作し添付すること。

(2) 提出部数

20 部（正本 1 部、副本 19 部）

(3) 提出先

「4 事務局」に同じ

(4) 提出期限

平成 29 年 9 月 11 日（月）から平成 29 年 10 月 31 日（火）

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで（土日祝日を除く。郵送の場合は必着。）

(5) 提出書類作成及び提出上の注意事項

- ① 電子メール又は FAX によるものは受け付けない。
- ② 書類提出後の企画提案書や資料等の修正、変更又は追加は認めない。

8 企画提案書等の作成に係る質問及び回答

- (1) 企画提案書等の作成に係る質問がある場合は、電子メールにて提出すること。（様式第 2 号使用。メールの件名を「プロポーザル事業に係る質問」とする。）なお、電話、FAX、直接持参等では受け付けない。

- ① 提出期限平成29年10月16日（月）正午まで
- ② 提出方法「4 受付窓口」に記載のメールアドレスへ送信すること。
E-mail : song.inatadatsugu@gmail.com

(2) 提出された質問に対する回答は、期限までに受け付けた全ての質問について、平成29年10月20日（金）までに伊奈町観光協会ホームページ上で行う。

- ① 質問者名は公表しない。

9 失格事項

企画提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 期限までに所定の手続をしなかった場合
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

10 企画提案の審査及び決定

(1) 審査方法

- ① 審査会において、提出された企画提出書の審査を行う。
- ② プレゼンテーション等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

ただし、企画提案者が多数の場合は、審査会に先立ち、事務局において書類選考を行い、5者程度に絞り込みを行う。書類選考を実施した場合は、その結果を企画提案者全てに通知する。ただし、選考内容については公表せず、選考結果への異議申し立ては認めないものとする。

ア 実施概要

- (a) 1者の持ち時間は25分、質問10分の計35分とする。
- (b) 追加資料の配布は禁止とする。ただし、イメージを伝えるために、すでに提出された企画提案書と同一の図や写真、ならびにサンプル音源等、企画内容を補足する資料を用い、プロジェクター投影による説明を可とする。（プロジェクターは審査会側で準備する。必要な場合は、事前に連絡すること。パソコンやタブレット端末は企画提案者で用意すること。）

イ 実施日程及び場所

平成29年11月初旬予定

伊奈町商工会館2階会議室 詳細の日程については別途通知する。

(2) 審査基準

審査会では、提出されたサンプル音源や振り付けを重点的に審査することとし、企画内容や業務遂行能力など含め総合的に審査する。

当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。

① 審査項目

審査項目は概ね下記のとおり。

(1) 重点項目

ア 子どもからお年寄りまで幅広い層が歌えるか

イ 曲や振り付けがテーマと適合しているか

ウ 振り付けで特に優れたものは加点する

(2) その他の項目

ア 企画提案の理念と基本方針、企画提案事項の内容、実施方法、特に重要と考えるポイント及び実施スケジュールが適切であるか

イ 仕様書を踏まえた提案になっているか

ウ 十分な実績があり、業務を遂行する上で十分な業務実施体制を敷いているか

エ 事業費が予算の範囲内であり、かつコストパフォーマンスに優れた積算となっているか

オ その他（特に優れた自由提案がある場合は加点する）

(3) 受託事業者の決定方法

① 決定方法

企画提案者の中で得点の合計点が最も高い提案をした者を受託候補者として選定して決定する。なお、得点の合計点が同数の場合は、選定委員による多数決により決定する。

② その他

受託候補者が辞退した場合等は、次順位の者を受託候補者とする。

11 結果の通知及び公表

(1) 審査結果については、企画提案者に書面で通知する。

(2) 審査結果に対する異議の申立ては認めない。

12 契約の締結等

(1) 事前協議

受託候補者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を改めて作成し、仕様書に基づき改めて見積書を提出するものとする。

なお、見積額は企画提案の範囲内とする。

(2) 契約締結

上記による協議に基づき、随意契約により締結する。

13 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本業務に係る以外の目的で使用しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、「4 事務局」に速やかに報告し、その許諾を得ること。